

○飯豊町医療給付事業に関する規則

昭和48年9月27日

規則第18号

改正 昭和50年5月16日規則第5号
昭和51年3月27日規則第8号
昭和51年12月21日規則第16号
昭和56年3月28日規則第14号
昭和58年3月4日規則第1号
昭和59年9月29日規則第11号
昭和62年6月18日規則第13号
平成元年3月31日規則第14号
平成元年9月30日規則第44号
平成4年8月6日規則第13号
平成7年3月27日規則第9号
平成8年6月28日規則第13号
平成10年6月30日規則第17号
平成11年3月1日規則第1号
平成12年3月21日規則第2号
平成12年12月28日規則第14号
平成13年3月28日規則第9号
平成14年4月1日規則第16号
平成14年7月1日規則第17号
平成14年9月27日規則第19号
平成15年3月24日規則第21号
平成16年3月25日規則第15号
平成16年4月30日規則第18号
平成16年8月30日規則第23号
平成18年3月30日規則第15号
平成18年4月1日規則第39号
平成19年5月1日規則第32号
平成20年5月16日規則第12号

平成21年4月1日規則第1号

平成21年7月1日規則第18号

平成22年4月27日規則第12号

平成22年6月9日規則第15号

平成24年6月27日規則第11号

平成26年10月1日規則第11号

平成27年3月3日規則第8号

(目的)

第1条 重度心身障がい(児)者(別表第1第1項に掲げる者をいう。)、乳幼児等及び母子家庭等の医療を確保し、社会福祉の増進をはかるため、その医療に要する経費の一部を飯豊町が負担することにより、これらの経済的負担を軽減することを目的とする。

(対象者)

第2条 医療給付の対象となる者(以下「対象者」という。)は、飯豊町に住所を有する別表第1に掲げる者とする。ただし、別表第1第2項において学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する高等学校、高等専門学校、専修学校及びこれらに準ずる教育施設へ通学するため町外へ住所を異動した者について、保護者(親権を行う者、後見人、その他の者で現に監護する者をいう。)の別居監護とみなされる場合は、医療給付の対象となる者と認めるものとする。

(医療給付の方法)

第3条 医療の給付は、療養の給付の方法によって行う。ただし、この方法によりがたいときは療養費の支給の方法による。

(医療証等の交付)

第4条 町長は、医療証の交付申請書(様式第1号、様式第2号、様式第3号)に基づいて審査の上、医療証(様式第4号、様式第5号、様式第6号、様式第6号の2、様式第7号、様式第8号)を交付する。

2 前項の医療証の交付申請書を提出する際は、山形県において支出する民生費県補助金の要件確認のため、地方税関係情報の提供を要するものとする。

(医療費の確認)

第5条 医療費の確認は次により行う。

(1) 療養の給付にかかるもの 医療機関が発行した診療報酬請求明細書、請求書又は山形県国民健康保険団体連合会が作成した連名簿

(2) 療養費の支給にかかるもの 医療機関等が発行した領収書。ただし、給付を母子保健法(昭和40年法律第141号)第21条の4の規定による費用徴収額に充当する場合はこの限りでない。

(支給額)

第6条 支給額は、別表第2に掲げるものとする。

(医療費の支払)

第7条 町長が第5条の規定によって確認し、決定した額を飯豊町財務規則(昭和63年規則第3号)の定めるところにより次の者に支払うものとする。

(1) 療養の給付 山形県内の医療機関

(2) 療養費の支給 当該療養費の請求者。ただし、給付を母子保健法第21条の4の規定による費用徴収額に充当する場合はこの限りでない。

(関係簿冊)

第8条 この事業を適正に行うため、次の簿冊を整備する。

(1) 医療証発行簿(様式第9号、様式第10号、様式第11号)

(2) 医療費給付台帳(様式第12号)

附 則

この規則は、昭和48年10月1日から施行する。

附 則(昭和50年5月16日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則(昭和51年3月27日規則第8号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和50年10月1日から適用する。

附 則(昭和51年12月21日規則第16号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和56年3月28日規則第14号)

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(昭和58年3月4日規則第1号)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和58年2月1日の医療行為に係るものから適用する。

2 昭和58年2月1日前に行われた医療に係る改正前のこの規則第1条の規定による老人医療の給付については、なお従前の例による。

附 則(昭和59年9月29日規則第11号)

- 1 この規則は、昭和59年10月1日から施行する。
- 2 昭和59年10月1日前に行われた医療行為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則(昭和62年6月18日規則第13号)

この規則は、昭和62年7月1日から施行する。

附 則(平成元年3月31日規則第14号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年9月30日規則第44号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成元年10月1日以後の医療行為に係るものから適用する。

(経過措置)

- 2 平成元年10月1日前に行われた医療行為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則(平成4年8月6日規則第13号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成4年7月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成4年7月1日前に行われた医療行為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則(平成7年3月27日規則第9号)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成6年10月1日以後の医療行為に係るものから適用する。

- 2 平成6年10月1日前に行われた医療行為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則(平成8年6月28日規則第13号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成8年7月1日以後の医療行為に係るものから適用する。

(経過措置)

- 2 平成8年7月1日前に行われた医療行為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則(平成10年6月30日規則第17号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成10年7月1日から施行する。

(経過措置等)

- 2 改正後の別表第1の規定は、平成10年7月1日以後に行われた療養に係る経費について適用し、同日前に行われた療養に係る経費については、なお従前の例による。

附 則(平成11年3月1日規則第1号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置等)

- 2 この規則は、平成11年7月1日以後の医療行為に係るものから適用する。ただし別表1の改正規定は、平成11年4月1日以後の医療行為に係るものから適用する。
- 3 適用日前に行われた医療行為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則(平成12年3月21日規則第2号)

この規則は、平成12年4月1日以後の医療行為に係るものから適用する。

附 則(平成12年12月28日規則第14号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成13年1月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成13年1月1日前に行われた医療行為に係る経費については、なお従前の例による。
- 3 平成13年1月1日から同月5日までの間は、改正後の別表第2中「厚生労働大臣」とあるのは、「厚生大臣」とする。

附 則(平成13年3月28日規則第9号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成13年4月1日以後の医療行為に係るものから適用する。
- 2 適用日前に行われた医療行為に係るものについては、なお、従前の例による。

附 則(平成14年4月1日規則第16号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、平成14年4月1日以後に行われた医療行為に係るものから適用し、同日前に行われた医療行為に係るものについては、なお、従前の例による。

附 則(平成14年7月1日規則第17号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成14年7月1日以後の医療行為に係るものから適用する。
- 2 適用日前に行われた医療行為に係るものについては、なお、従前の例による。

附 則(平成14年9月27日規則第19号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、平成14年10月1日以後に行われた医療行為に係るものから適用し、同日前に行われた医療行為に係るものについては、なお、従前の例による。

附 則(平成15年3月24日規則第21号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月25日規則第15号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年4月30日規則第18号)

この規則は、公布の日から施行し、施行日以後の医療行為に係るものから適用する。

附 則(平成16年8月30日規則第23号)

この規則は、平成16年9月1日から施行する。

附 則(平成18年3月30日規則第15号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年4月1日規則第39号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成18年7月1日以後の医療行為に係るものから適用する。ただし、別表第1の第1項の改正規定(知的障害者援護施設に係る施設訓練等支援費の支給対象者及び知的障害者援護施設措置費の支弁対象者に係る部分に限る。)、同表の第3項の改正規定、別表第2の第1項の改正規定(「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成6年厚生省告示第237号)及び訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定に関する基準(平成6年厚生省告示第296号)」を「診療報酬の算定方法(平成18年厚生労働省告示第102号)」に改める部分に限る。)は、同年4月1日以後の医療行為に係るものから適用する。
- 2 平成18年4月1日から同年6月30日までの間における改正後の別表第2の第1項の規定の適用については、同項中「及び訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法(平成18年厚生労働省告示第102号)」とあるのは、「、入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第99号)及び訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法(平成18年厚生労働省告示第102号)」とする。

附 則(平成19年5月1日規則第32号)

この規則は、公布の日から施行し、施行日以降の医療行為に係るものから適用する。

ただし、別表第1第1項(同項中「重度心身障害(児)者医療」を「重度心身障がい(児)者医療」に改める部分並びに同項第1号及び第2号を除く。)及び別表第2第2項は、平成19年7月1日以降の医療行為に係るものから適用する。

附 則(平成20年5月16日規則第12号)

この規則は、公布の日から施行し、平成20年4月1日以降の医療行為に係るものから適用する。

附 則(平成21年4月1日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、平成21年7月1日以降の医療行為に係るものから適用する。

ただし、別表第1第1項の改正規定は、同年4月1日以降の医療行為に係るものから適用する。

附 則(平成21年7月1日規則第18号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年4月27日規則第12号)

この規則は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

ただし、別表第1及び別表第2の改正規定は、平成22年7月1日以降の医療行為に係るものから適用する。

附 則(平成22年6月9日規則第15号)

この規則は、平成22年7月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、平成22年7月1日以降の医療行為に係るものから適用する。

附 則(平成24年6月27日規則第11号)

この規則は、平成24年7月1日から施行し、平成24年7月1日以後の医療行為に係るものから適用する。

附 則(平成26年10月1日規則第11号)

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則(平成27年3月3日規則第8号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月11日規則第5号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行し、同日以降の医療行為に係るものから適用

する。

(経過措置)

2 別表第1第2項に規定する子育て支援医療に係る平成28年3月31日までにを行った申請については、様式第2号中「子育て支援医療証交付期間内(中学校卒業まで)」を「子育て支援医療証交付期間内(18歳に達した日以後の最初の3月31日まで)」に読み替えるものとする。

3 平成28年3月31日以前に行われた医療行為に係るものについては、なお従前の例による。

別表第1

1 重度心身障がい(児)者医療

次のいずれかに該当する者。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護者、児童福祉施設措置費(医療費に係るものに限る。)の支弁対象者、前年の所得(1月から6月までの間に受ける医療に係る医療費については、前前年の所得とする。以下この項において同じ。))について所得税が課された者(所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する扶養親族(以下「扶養親族」という。)がいる者のうち、当該年の末日(当該扶養親族が当該年の中途において死亡した場合にあっては、死亡した日。以下この項において「所得税に係る判定日」という。))における年齢が16歳未満の扶養親族がいるものにあつては当該扶養親族1人につき38万円を同法に規定する扶養控除の例により控除するものとして、所得税に係る判定日における年齢が16歳以上19歳未満の扶養親族がいるものにあつては当該扶養親族1人につき控除する同法に規定する扶養控除の額を63万円として所得税を計算した場合に、所得税が課されないこととなるもの(以下「想定所得税非課税者」という。)を除く。)及び前年の所得について所得税が課された者(想定所得税非課税者を除く。)に扶養される者のうち高齢者の医療に関する法律(昭和57年法律第80号)第67条第1項第1号の規定に該当する者並びに医療を受ける月の属する年度(医療を受ける月が4月から6月までの場合にあつては前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下「市町村民税所得割」という。)の額が23万5千円以上の者(扶養親族がいる者のうち、当該年度の初日の属する年の前年の末日(当該扶養親族が当該年の中途において死亡した場合にあっては、死亡した日。以下この項において「所得割に係る判定日」という。))における年齢が16歳未満の扶養親族がいるものにあつては当該扶養親族1人につき33万円を地方税法に規定する扶養控除の例により控除するものとして、所得割に係る判定日における年齢が16歳以上19歳未満の扶養親族がいるものにあつ

ては当該扶養親族 1 人につき控除する同法に規定する扶養控除の額を45万円として市町村民税所得割を計算した場合に、その額が23万5千円未満となるものを除く。)を除く。

(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)の規定による身体障害者手帳 1 級又は 2 級の所持者及び知的障がい者(知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号にいう知的障がい者をいう。)で知能指数35以下(肢体不自由等の障がい(身体障害者福祉法別表に掲げる身体上の障がいをいう。)を有する者にあつては、50以下)のもの

(2) 精神保健及び精神障害福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)の規定による精神障害者保健福祉手帳 1 級の所持者

(3) 国民年金法(昭和34年法律第141号)の規定による障がい等級 1 級の障がい基礎年金(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。)附則第23条第2項又は第25条第1項若しくは第2項の規定による障がい等級 1 級の障がい基礎年金及び国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する障がい等級 1 級の障がい年金を含む。)の受給権者

(4) 精神障がい者(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障がい者をいう。)で、恩給法(大正12年法律第48号)の規定による特別項症又は第1項症の増加恩給、国民年金法の規定による障がい等級 1 級の障がい基礎年金、その他公的年金各法の障がい等級 1 級の障がい年金の受給権者

(5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第2条第1項に規定する障がい児で特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)別表第3の1級の項に規定する程度の障がいの状態にあるもの及び同令別表第1に規定する程度の障がいの状態にある20歳以上の者

2 子育て支援医療

出生の日から 18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者で、健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)、船員保険法(昭和 14 年法律第 73 号)、私立学校教職員共済法(昭和 28 年法律第 245 号)、国家公務員共済組合法(昭和 33 年法律第 128 号)、地方公務員等共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号)、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)(以下「社会保険各法」という。)の規定による被保険者(国民健康保険に限る。)又は被扶養者に該当する者(生活保護法による被保護者及び児童福祉施設措置費(医療費に係るものに限る。)の支弁対象者を除く。)

3 ひとり親家庭等医療

次のいずれかに該当する者。ただし、生活保護法による被保護者、児童福祉施設措置費(医療費に係るものに限る。)の支弁対象者及び第1項に掲げる者を除く。

- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子で18歳以下の児童(19歳に達する日の属する月にあつては、18歳以下の児童とみなす。以下同じ。)を扶養しているもの。ただし、前年の所得(1月から6月までの間に受ける医療に係る医療費については前前年の所得とする。以下この項において同じ。)について所得税が課された者(想定所得税非課税者を除く。)を除く。
- (2) (1)に掲げる者に扶養されている18歳以下の児童
- (3) 母子及び父子並びに寡婦福祉法附則第3条第1項に規定する父母のない児童で18歳以下の者。ただし、前年の所得について所得税が課された者(想定所得税非課税者を除く。)に養育されている者を除く。

別表第2

社会保険各法の規定により、保険給付の対象となる療養を受けた場合、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)及び訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法(平成20年厚生労働省告示第67号)の規定により算定した総医療費の額から次の各号に掲げる額(受けた療養が別表第1の第1項の医療で前年の所得(1月から6月までの間に受ける医療に係る医療費については、前前年の所得とする。))について所得税が課された者(想定所得税非課税者を除く。))及びそれ以外の者で前年の所得(1月から6月までの間に受ける医療に係る医療費については、前前年の所得とする。))について所得税が課された者(想定所得税非課税者を除く。))に扶養されている者に係るもの以外の場合並びに別表第1の第2項並びに別表第1の第3項に規定する医療に係るものの場合にあつては、第1号から第4号までに掲げる額を控除した額

- (1) 社会保険各法の規定により、保険者の負担すべき額(法定給付額)
- (2) 社会保険各法の規定に基づき定めた規約又は定款若しくは運営規則等で、社会保険各法に規定する保険給付にあわせて、これに準ずる給付を行う旨の定めをした場合は、その規定に基づき医療給付を受けることのできる額(附加給付額)
- (3) 他の法令等の規定により、国又は地方公共団体の負担において医療に関する給付を受けることのできる額(その他の給付額)
- (4) 療養の事由が、第三者の行為によるものであり、かつ、その者から医療費に相当する損害賠償を受けたときは、その額(その他の給付額)

- (5) 別表第1の第1項に規定する者が診療若しくは薬剤若しくは治療材料の支給若しくは処置、手術その他の治療若しくは家庭における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護(以下「外来療養」という。)並びに病院又は診療所(以下「保険医療機関」という。)への入院及びその療養に伴う世話その他の看護(以下「入院療養」という。)を受ける場合は、診療報酬の算定方法の規定により算定した医療費の額に、高齢者の医療に関する法律第67条第1項第1号で定める割合を乗じて得た額(同一月、同一保険医療機関ごとに外来療養にあつては高齢者の医療に関する法律施行令(昭和19年政令第318号)第15条第3項第1号に規定する額、入院療養にあつては同条第1項第1号に規定する額を超える場合にあつては、当該規定する額)(一部負担金の額)
- (6) 別表第1の第1項に規定する者が健康保険法第88条第1項による指定訪問看護(以下「指定訪問看護」という。)を受ける場合は、訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法の規定により算定した指定訪問看護の費用の額に、高齢者の医療に関する法律第67条第1項第1号で定める割合を乗じて得た額(同一月、同一訪問看護ステーションごとに高齢者の医療に関する法律施行令第15条第3項第1号に規定する額を超える場合にあつては、当該規定する額)(基本利用料)

様式第1号

重度心身障がい(児)者医療証交付申請書

医療証番号

受給対象者		ふりがな 氏名		住所	
		生年月日 年 月 日 満 歳			
世帯主		氏名	受給者との続柄	住所	
社会保険加入状況	被保険者	氏名	受給者続柄	住所	
	保険種別			被保険者証記号・番号	附加給付等の有無 有・無
	被保険者証発行機関名			所在地	
障がい年金等の給付状況	障がい年金の名称	証書記号番号	障がい名障がい等級	受付開始年月日	交付を申請する事由(○印) 1 身体障害者手帳1級・2級所持者 2 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 3 知的障がい児にあっては知能指数35以下(肢体不自由等の障がい有する者にあつては50以下)の者 4 国民年金法による障がい等級1級の障がい基礎年金受給権者 5 精神障がい者で、恩給法による特別項症及び第1項症、その他公的年金各法の障がい等級1級の障がい年金の受給権者 6 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第2条第1項に規定する障がい児で同施行令別表第3の1級の項に規定する程度の障がいの状態にある者及び同令別表第1に規定する程度の障がいの状態にある20歳以上の者
	国民年金法による障がい福祉年金障がい年金各1級受給権者		級		
	知的障がい(児)者及び重度障がい(児)者		療育手帳		
	公的年金各法による障がい年金年金の名称()				
	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障がい児等				
手帳取得	障がい名・障がい等級	障がい名 等級			
	手帳番号・交付月日	第 年 月 日交付			
町民税所得割額		円			
所得税課税の有無		本人(有・無)	扶養義務者(生計中心者) (有・無)		
※課税台帳等による確認					
上記のとおり、重度心身障がい(児)者医療証の交付を申請いたします。 なお、交付に際し、税務賦課資料の閲覧に同意いたします。 年 月 日 飯豊町長 殿					
				申請者 住所 氏名 氏名 印	
※審査結果	一部負担金 有 無			※摘要	

※ は記入しないで下さい。

子育て支援医療証交付申請書

被 保 険 者 (世帯主)	(ふりがな)			性別	生年月日	
	氏名					
	住所					
	職業	(勤務先)				
対 象 児 童	氏名	続柄	生年月日	同居・別居の別	※第3子以降 該当者○印	
				同・別		
				同・別		
				同・別		
				同・別		
保 険 種 別						
被 保 険 者 証 記 号 ・ 番 号						
所 得 金 額	円(※)		被扶養者数	人		
※課税台帳等による確認			所得税課税の有無(生計中心者)	有・無		
<p>上記のとおり申請します。 なお、子育て支援医療証交付期間内（18歳に達した日以後の最初の3月31日まで）における税務賦課資料の閲覧を承諾します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>飯豊町長 殿</p> <p style="text-align: right;">住所 飯豊町大字</p> <p style="text-align: right;">申請者 氏名 _____ (印)</p>						
※審 査 結 果	一部負担金 有 無			※摘要		
※医 療 証 番 号						
※資 格 付 与 年 月 日						
※医 療 証 交 付 年 月 日						

※印は記入しないで下さい。

様式第3号

ひとり親家庭等医療証交付申請書

受給対象者	ふりがな	世帯主との続柄	性別	生年月日	住所		
世帯主							
社会保険の加入状況	被保険者	氏名			住所		
	保険種別				被保険者証記号番号	附加給付等の有無	有・無
	被保険者証発行機関名				所在地		
所得税課税の有無	有・無	※課税台帳による確認					
ひとり親家庭又は両親のいない児童となった理由							
児童扶養手当の受給の有無	有・無	有の場合の番号	形見				
障がいによる場合の理由(再掲)	1 身体障害者手帳1級又は2級所持者 2 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 3 国民年金法による障がい基礎年金1級受給権者 4 公的年金各法による障がい年金の1級受給権者 5 恩給法による特別項症又は第1項症と認定されている者 6 療育手帳A所持者 7 児童扶養手当法による父障がい						
手帳・証書の記号・番号							
上記のとおり、ひとり親家庭等医療証の交付を申請します。 なお、交付に際し、税務賦課資料の閲覧に同意いたします。 年 月 日 飯豊町長 殿							
					申請者 住所 氏名	㊟	
※審査結果					※摘要		

※印は記入しないでください。

(裏面)

(注意) あなたが次の項目に該当する場合は、それぞれの書類を添付してください。

ただし、児童扶養手当を受給している方で、1から4までのいずれかに該当する方については、その書類を添付する必要はありません。

項 目	必 要 書 類	証 明 者
1 児童の父母以外である場合	あなたが養育していることを明らかにする書類 (ただし、配偶者のいない女子又は男子の場合は、児童との同居、別居を問わない)	民生(児童)委員
2 配偶者が生死不明の場合	生死不明を証明する書類	福祉事務所長 警察署長
3 配偶者に遺棄されている場合	遺棄を証明する書類	福祉事務所長 民生(児童)委員
4 配偶者が拘禁されている場合	拘禁を証明する書類	刑務所長 拘置所長
5 1月2日以後現住所に転入した場合	前年(1月から6月までの間に受ける医療に係る医療費については前前年)の所得税が課せられていないことを証明する書類	前住所地の 所管税務署長
6 そ の 他	飯豊町役場が必要と認めた書類	—————

様式第4号

(表面)	
㊦ 重度心身障がい(児)者医療証 (一部負担金有)	
福祉医療 負担者番号	
医療証 番号	
住 所	
受 給 者 氏 名	
生 年 月 日	年 月 日 男・女
被 保 険 者 (世帯主)氏名	
有 効 期 限	年 月 日まで
年 月 日から適用します。 飯豊町長 印	
交 付 年 月 日	年 月 日交付
負 担 額	医療費の1割 (医療機関、薬局、訪問看護ステーションごとに外来・ 調剤・訪問看護は12,000円/月、入院は44,400円/月 を限度とする。)

色……白茶色

大きさ……縦12.7cm、横9.0cm、110K

(裏面)	
注 意 事 項	
<p>1 この証は、あなたが医療費の助成を受けることのできる証ですから、大切に保管してください。</p> <p>2 この証は、保険診療のみに適用されるので、診療を受けるときは、保険証と併しよに医療機関等の窓口に掲示してください。</p> <p>3 次のような場合には、必ず飯豊町役場に届け出てください。</p> <p>(1) 氏名に変更があったとき</p> <p>(2) 住所を変更したとき</p> <p>(3) 加入保険に変更があったとき</p> <p>(4) 満年齢が65歳になったとき(1日生まれについては前月)</p> <p>4 この証を破損したり、無くしたりしたときは再交付を受けてください。</p> <p>5 受給の資格がなくなったときは、すみやかにこの証を飯豊町役場に返還してください。</p> <p>6 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪としての処分を受けることになります。</p> <p>7 この証は、県外の医療機関では使用できません。</p>	

様式第5号

(表面)

㊦ 重度心身障がい(児)者医療証 (一部負担金無)									
福祉医療 負担者番号									
医療証 番号									
住所									
受給者氏名									
生年月日	年	月	日	男・女					
被保険者 (世帯主)氏名									
有効期限	年 月 日まで								
年 月 日から適用します。									
飯豊町長 印									
交付年月日	年 月 日交付								

(裏面)

注 意 事 項
1 この証は、あなたが医療費の助成を受けることのできる証ですから、大切に保管してください。
2 この証は、保険診療のみに適用されるので、診療を受けるときは、保険証と併しよに医療機関等の窓口に掲示してください。
3 次のような場合には、必ず飯豊町役場に届け出てください。
(1) 氏名に変更があったとき。
(2) 住所を変更したとき。
(3) 加入保険に変更があったとき。
(4) 満年齢が65歳になったとき(1日生まれについては前月)。
4 この証を破損したり、無くしたりしたときは再交付を受けてください。
5 受給の資格がなくなったときは、すみやかにこの証を飯豊町役場に返還してください。
6 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪としての処分を受けることになります。
7 この証は、県外の医療機関では使用できません。

色……………クリーム色
 大きさ……縦12.7cm、横9.0cm、110K

様式第6号

(表面)									
㊦ 重度心身障がい(児)者医療証 (老人 一部負担金無)									
福祉医療 負担者番号									
医療証 番号									
住 所									
受 給 者 氏 名									
生 年 月 日	年	月	日	男・女					
被 保 険 者 (世帯主)氏名									
有 効 期 限	年 月 日まで								
年 月 日から適用します。									
飯豊町長 印									
交付年月日	年 月 日交付								

色……肌色

大きさ……縦12.7cm、横9.0cm、110K

(裏面)
注 意 事 項
<ol style="list-style-type: none"> 1 この証は、あなたが老人保健法の一部負担金の助成を受けることのできる証ですから、大切に保管してください。 2 この証は、保険診療のみに適用されるので、診療を受けるときは、保険証と健康手帳といっしょに医療機関等の窓口に掲示してください。 3 次のような場合には、必ず飯豊町役場に届け出てください。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 氏名に変更があったとき (2) 住所を変更したとき (3) 加入保険に変更があったとき 4 この証を破損したり、無くしたりしたときは再交付を受けてください。 5 受給の資格がなくなったときは、すみやかにこの証を飯豊町役場に返還してください。 6 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪としての処分を受けることになります。 7 この証は、県外の医療機関では使用できません。

様式第6号の2

(表面)

㊦ 重度心身障がい(児)者医療証 (老人 一部負担金有)									
福祉医療 負担者番号									
医療証 番号									
住所									
受給者 氏名									
生年月日	年	月	日	男・女					
被保険者 (世帯主)氏名									
有効期限	年 月 日まで								
年 月 日から適用します。 飯豊町長 印									
交付年月日	年 月 日交付								
負担 する 額	医療費の1割 (医療機関、薬局、訪問看護ステーションごとに外来・ 調剤・訪問看護は12,000円/月、入院は44,400円/月 を限度とする。)								

色……藤色

大きさ……縦12.7cm、横9.0cm、110K

(裏面)

注 意 事 項

- 1 この証は、あなたが医療費の助成を受けることのできる証ですから、大切に保管してください。
- 2 この証は、保険診療のみに適用されるので、診療を受けるときは、保険証といっしょに医療機関等の窓口に掲示してください。
- 3 この証は、老人保健法の一部負担金の負担区分が1割になったときは、無効になります。
- 4 次のような場合には、必ず飯豊町役場に届け出てください。
 - (1) 氏名に変更があったとき
 - (2) 住所を変更したとき
 - (3) 加入保険に変更があったとき
 - (4) 老人保健法の一部負担金の負担割合が変更になったとき
- 5 この証を破損したり、無くしたりしたときは再交付を受けてください。
- 6 受給の資格がなくなったときは、すみやかにこの証を飯豊町役場に返還してください。
- 7 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪としての処分を受けることになります。
- 8 この証は、県外の医療機関では使用できません。

様式第7号

(表面)

㊦ 子育て支援医療証(一部負担金無) (歳児用)									
福 社 医 療 負 担 者 番 号									
医 療 証 番 号									
受 給 者	氏 名								
	生 年 月 日	年	月	日	男・女				
被 保 険 者 (世帯主)	住 所								
	氏 名								
有 効 期 限	年 月 日まで								
年 月	日から適用します								
飯豊町長 印									
交 付 年 月 日	年 月 日交付								

色……………浅黄色

大きさ……………縦12.7cm、横9.0cm、110K

(裏面)

注 意 事 項

- 1 この証は、医療費の助成を受けることのできる証ですから、大切に保管してください。
- 2 この証は、保険診療のみに適用されるので、診療を受けるときは、保険証といっしょに医療機関等の窓口に掲示してください。
- 3 次のような場合には、必ず飯豊町役場に届け出てください。
 - (1) 氏名に変更があったとき
 - (2) 住所を変更したとき
 - (3) 加入保険に変更があったとき
- 4 この証を破損したり、無くしたりしたときは再交付を受けてください。
- 5 受給の資格がなくなったときは、すみやかにこの証を飯豊町役場に返還してください。
- 6 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪としての処分を受けることになります。
- 7 この証は、県外の医療機関では使用できません。

様式第8号

(表面)

㊤ ひとり親家庭等医療証									
福祉医療 負担者番号									
医療証番号									
受 給 者	氏名	住所	生年月日	有効期限					
			年 月 日	年 月 日まで					
			年 月 日	年 月 日まで					
			年 月 日	年 月 日まで					
			年 月 日	年 月 日まで					
年 月 日から適用します。									
飯豊町長 印									
交付年月日	年 月 日交付								

色……………オレンジ色
 大きさ……縦12.7cm、横9.0cm、110K

(裏面)

注 意 事 項
1 この証は、あなたが医療費の助成を受けることのできる証 ですから、大切に保管してください。
2 この証は、保険診療のみに適用されるので、診療を受ける ときは、保険証と併しよに医療機関等の窓口で提示してく ださい。 なお、入院時の食事代は助成の対象外で、自己負担となり ます。
3 次のような場合には、必ず飯豊町役場に届け出てください。 (1) 氏名に変更があったとき。 (2) 住所を変更したとき。 (3) 加入保険に変更があったとき。
4 この証を破損したり、無くしたりしたときは再交付を受け てください。
5 受給の資格がなくなったときは、すみやかにこの証を飯豊 町役場に返還してください。
6 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪としての 処分を受けることになります。
7 この証は、県外の医療機関では使用できません。

様式第9号

重度心身障がい(児)者医療証発行簿

医療証 番号	発行 年月日	有効 期限	保 険 証		受 給 者			被 保 険 者 (世帯主)氏名	続 柄	年金等 の種類	備 考
			種 類	記号・番号	氏 名	生年月日	住 所				

(注) 一部負担金の有無については、備考の欄にその旨記載する。

様式第10号

子 育 て 支 援 医 療 証 発 行 簿

医療証 番 号	発 行 年 月 日	有 効 期 限	保 険 証		受 給 者			被 保 険 者 (世 帯 主) 氏 名	続 柄	備 考
			種 類	記号・番号	氏 名	生年月日	住 所			

(注) 一部負担金の有無については、備考の欄にその旨記載する。

様式第11号

ひとり親家庭等医療証発行簿

医療証 番号	発行 年月日	有効 期限	保 険 証		受 給 者			被 保 険 者 (世 帯 主) 氏 名	統 轄	備 考
			種 類	記号・番号	氏 名	生年月日	住 所			

様式第12号

重度心身障がい(児)者
子 育 て 支 援 医療給付台帳
ひとり親家庭等

単位 円

給付月日	対象者等氏名	受診月	件数	総医療費 A	控除額 B	一部負担金 C	支給額 D	保険種別	備考
			件						

- (注) 1 現物給付(柔道整復師を含む。)は〇〇外と合計で記入し、現金給付は個人毎記入すること。
 2 医療給付台帳は㊸、㊹、㊺、毎別様で作成すること。
 3 控除額欄には、結核予防法等の保険優先の公費負担額を記入すること。

様式第1号

様式第2号

様式第3号

様式第4号

様式第5号

様式第6号

様式第6号の2

様式第7号

様式第7号の2 削除

様式第8号

様式第9号

様式第10号

様式第11号

様式第12号